

コラム

消費生活コラム Vol.27

一方的に送りつけられた商品の代金は支払い不要！

問 住民課 暮らしの安心・安全係 ☎85-8171

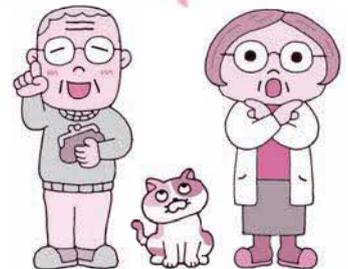
【事例1】

母親に、何度もしつこく海産物購入の**勧誘電話**があり、**断っていた**。最近では電話を取らなくなったが、昨日その事業者から送られてきたカニの**不在通知が入っていた**。受け取り拒否をしてよいか。(当事者：80歳代 女性)

【事例2】

実家に行ったところ、母親宛てに**注文していない健康食品が届いて**おり、定期購入と書いてある紙と**払込用紙が同封**されていた。どうしたらよいか。

(当事者：90歳代 女性)

注文していないなら
支払い不要！

◎アドバイス

- ・特定商取引法が改正され、注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送りつけられた商品は、直ちに処分することができるようになりました。
- ・一方的に商品を送りつけられても、お金を支払う必要はありません。商品を開封・処分しても支払いは不要です。
- ・贈答品などの可能性もあります。まずは家族などに心当たりがないか確認しましょう。また、注文したことを忘れていないか思い返してみましょう。

◎お金を支払ってしまっても取り戻せる場合があります。すぐに消費生活相談窓口等にご相談ください。

【参考：独立行政法人国民生活センター発行 見守り新鮮情報 第409号より】

コラム

交通安全コラム Vol.31

車は原則ハイビームで！

問 住民課 暮らしの安心・安全係 ☎85-8171

夜間の車の前照灯（ライト）はハイビームが原則です。照射距離は、ハイビーム（上向き）で約100メートル、ロービーム（下向き）で約40メートルあり、ハイビームはロービームより約**2倍以上**の距離を照らすことができます。そのため、横断歩行者や自転車等を早めに発見し、減速して歩行者や自転車の思わぬ動きを回避することができます。交通事故防止につながります。



ただし、ハイビームは他の車両等の交通を妨げるおそれがありますので、前の車の直後を通行しているときや対向車とすれ違うときは、ロービームに切り替えて安全運転をしましょう。

意外と知らない!? > “きやまの文化財” 紹介します!

第11回 園部分教場の「鐘」

つつじ寺で有名な大興善寺の近くに黒目牛くろみうしと言う集落があります。そこに大正2年(1913)から昭和42年(1967)まで基山小学校の分校がありました。『園部分教場』と称し、黒目牛、小松、柿の原、古屋敷の児童第3学年以下の約500人がここで学びました。



校舎は木造の平屋で、職員室の出入り口に授業の始まりや終わりを知らせる鐘がぶら下がっていました。鐘を鳴らしていたのは、山野さんと言う女性の方で、ご家族と学校に住み込みで用務員の仕事をなさっていたそうです。



カランカランと良い音を響かせる鐘は、西洋式の洋鐘で、高さ約18センチ、口径(直径)約19センチ、重さは約3キログラムの真鍮しんちゆう製で、昭和42年の廃校時まで使われました。機械的なチャイム音ではなく、人が鳴らす暖かみのある鐘の音が学び舎に響き、子ども達の心に深く染みついたのではないかと想像します。

この鐘を、卒業生の飛松茂克氏が保管してくださっていましたが、高齢になり保管が厳しくなったため、町に返還されました。この返還を記念して、2月末まで基山町立図書館内に展示しています。

【休館日】毎週月曜日・2月14日(月)～17日(木)



まちの話題

基山山頂にオキナグサ保護柵を設置しました

1月6日(木)、佐賀県で唯一きざん山頂に自生する希少植物オキナグサを保護するため、「オキナグサの丘」と名付けた自生地に、きざんオキナグサ保存会



の皆さま約30名が参加され、鉄杭とロープで約300平方メートルの保護エリアを設置しました。

また、駐車場側の斜面には、オキナグサやフナバラソウなどの希少植物を移植・保護するための保護エリア「野の花園」を設置しました。



3月中旬～4月にかけて開花しますので、ぜひきざん山頂へお越しください。

問まちづくり課 生活環境係 ☎92-7941